［日本で働く外国人向け］

日本語版

労災保険請求のための ガイドブック

＜第一編＞

請求（申請）のできる保険給付など

労災保険は、国籍を問わず、日本で労働者として働く外国人にも適用されます。就労することができる在留資格を持っている方はもちろん、留学中にアルバイトをしていて事故にあった場合なども対象となります。

このガイドブックは、外国人の労働者が労災保険で受けられる給付の種類や内容について解説したものです。

支給要件などの詳細については、労働基準監督署にお尋ねください。また、本国へ帰国すると受けることができない給付もありますのでご注意ください。

【目次】

●仕事や通勤が原因でケガをしたり、病気になった場合……P3
●仕事や通勤が原因で親族が亡くなった場合……P7
●既に労災保険給付を受けている場合……P10
●その他……P14
●本国へ帰った場合の注意事項……P16

厚生労働省労働基準局補償課

労災保険とは

労災保険とは、労働者が業務や通勤が原因で、負傷したり、病気になったり、さらには死亡したときに、治療費など必要な保険給付を行う制度です。外国人でも日本国内で働いている限り、労災保険が適用されます。

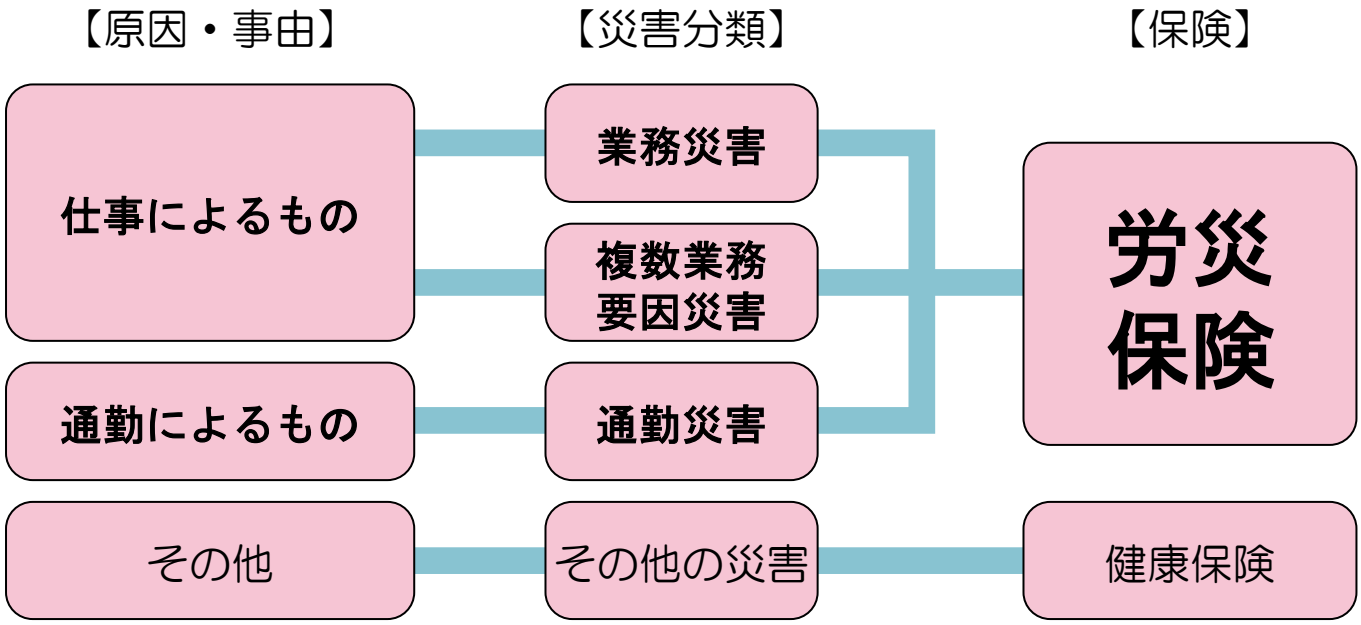

※労働災害に健康保険は使えません。

【詳しくは】第二編　・業務災害　→　P3へ
・複数業務要因災害　→　P5へ

労災保険給付の種類

◆療養（補償）等給付：業務または通勤が原因となった傷病の療養を受けるときの給付

◆休業（補償）等給付：業務または通勤が原因となった傷病の療養のため、労働することができず、賃金を受けられないときの給付

◆傷病（補償）等年金：業務または通勤が原因となった傷病の療養開始後、１年６か月たっても傷病が治ゆ（症状固定）しないで障害の程度が傷病等級に該当するときの給付

◆障害（補償）等給付：業務または通勤が原因となった傷病が治ゆ（症状固定）して障害等級に該当する障害が残ったときの給付

◆遺族（補償）等給付：業務または通勤が原因となった傷病により労働者が死亡したときの給付

◆葬祭料等(葬祭給付)：業務または通勤が原因となった傷病により労働者が死亡し、葬祭を行ったときの給付

◆介護（補償）等給付：障害（補償）等年金または傷病（補償）等年金の受給者のうち、一定の障害により、現に介護を受けているときの給付

仕事や通勤が原因でケガをしたり、病気になった場合

Q. 仕事や通勤が原因でケガをしたり、病気にかかってしまった場合、病院でかかった費用（治療費）は、労災保険から支給されますか。

①労災病院や労災保険指定医療機関(以下「指定医療機関」といいます。)で、無償で治療を受けることができます。
②やむを得ず指定医療機関以外で治療を受けた場合などは、いったん治療費を負担していただき、あとで請求することにより、負担した費用の全額が支給されます。
③通院するための交通費も、一定の条件を満たせば全額が支給されます。

療養の給付、療養の費用の支給

＜請求方法＞
①の場合：本人が、指定医療機関を経由して労働基準監督署に請求書を提出してください。
②の場合：本人が、直接、労働基準監督署に請求書を提出してください。

＜留意点＞
①②ともに、傷病が治ゆ（症状固定）するまで受けることができます。

時効・・・療養の費用を支出した日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年
（①については時効はありません）

通院費

＜支給内容＞
通院に要した費用の実費相当額を支給します。

＜支給要件＞
次の要件をどちらも満たす場合に支給します。
①労働者の居住地または勤務地から、原則として片道2km以上の通院であること
②労働者の居住地または勤務地と同一市町村にある適切な医療機関へ通院した場合であること（例外として同一市町村内に適切な医療機関がない場合などにも支給が認められることがあります）

＜請求方法＞
本人が、直接、労働基準監督署に請求書を提出してください。

時効・・・費用を支出した日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年

【詳しくは】 第二編 ・療養(補償)等給付 → P14へ
・療養の給付・療養の費用請求書 → P37へ

ケガや病気の治療を受けた場合の給付手続き

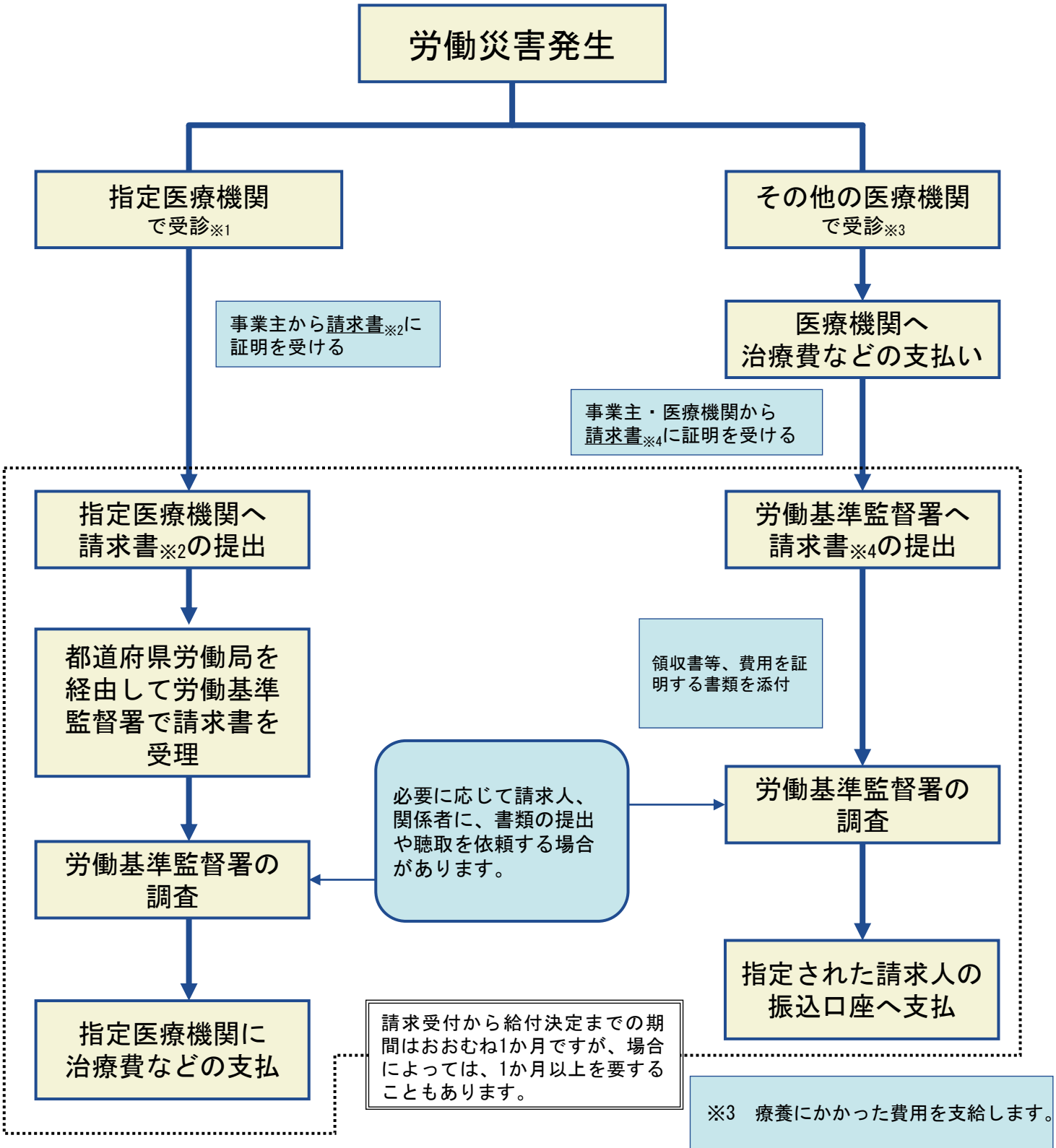

※1　負傷などに係る治療を現物（無料）で支給します。

※2　療養の給付請求書
（業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第5号
通勤災害の場合は様式16号の3）

※3　療養にかかった費用を支給します。

※4　療養の費用請求書
（業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第7号
通勤災害の場合は様式16号の5）

通勤災害の場合は請求書の他に様式第16号（別紙）
「通勤災害に関する事項」の提出が必要です。

Q. 仕事中または通勤中の事故によるケガの治療のために会社を休んだ場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、**休業(補償)等給付**を受けることができます。

・いつから・・・休業した4日目から
・いくら　・・・1日につき、給付基礎日額(※)の80%
（保険給付60%＋特別支給金20%）

※「給付基礎日額」は、原因となった事故直前3か月分の賃金を暦日数で割ったもの(平均賃金)です。

(例1) 月20万円の賃金(賃金締切日は毎月末日)で、10月に事故が起こった場合
20万円×3か月÷92日[7月(31日)＋8月(31日)＋9月(30日)]≒6,522円
6,522円×80%≒5,217円
→ 休業1日につき給付基礎日額の80%にあたる5,217円が支給されます。

(例2) 会社Aと会社Bの2社に就業し、会社Aからは月20万円、会社Bからは月10万円の賃金(賃金締切日はA,Bともに毎月末日)で、7月に事故が発生した場合
会社Aの給付基礎日額
20万円×3か月÷91日[4月(30日)＋5月(31日)＋6月(30日)]=6,593.40円
会社Bの給付基礎日額
10万円×3か月÷91日[4月(30日)＋5月(31日)＋6月(30日)]=3,296.70円
6,593.40円＋3,296.70円≒9,891円
9,891円×80%≒7,912円
→休業1日につき各就業先の給付基礎日額を合算した額の80%にあたる7,912円が支給されます。

休業(補償)等給付

＜支給要件＞
①～③のすべての要件を満たす必要があります。
①業務上の事由または通勤による負傷や疾病による療養であること
②労働することができないこと
③賃金を受けていないこと

＜支給内容＞
休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の80%(保険給付60%＋特別支給金20%)が支給されます。なお、複数事業労働者の場合は、複数就業先に係る給付基礎日額に相当する額を合算した額の80%(保険給付60%＋特別支給金20%)が支給されます。

＜請求方法＞
本人が、直接、労働基準監督署に請求書を提出してください。

＜留意点＞
休業初日から3日目までは労災保険からの支給はありません。この間は、業務災害の場合、事業主が休業補償(1日につき平均賃金の60%)を行うことになります。ただし、複数業務要因災害・通勤災害の場合には、事業主の補償責任についての法令上の規定はありません。

時効・・・賃金を受けない日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年

【詳しくは】　第二編　・休業(補償)等給付　→ P16へ
・休業(補償)等給付請求書　→ P41へ

休業（補償）等給付を受けるための手続き

労働災害発生

医師、事業主から請求書に証明を受ける

2回目以降の請求が離職後の場合は事業主の証明は必要ありません。

請求書を労働基準監督署へ提出

労働基準監督署の調査

必要に応じて請求人、関係者に書類の提出や聴取を依頼する場合があります。

○業務が原因の負傷・疾病か否か
○休業を要するか否か
○保険給付額の算定　など

支給・不支給決定

請求受付から給付決定までの期間はおおむね1か月ですが、場合によっては、1か月以上を要することもあります。

請求人に対して、支給（不支給）決定の通知

指定された振込口座へ保険給付の支払

休業（補償）等給付支給請求書（業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第8号、通勤災害の場合は様式16号の6）

仕事や通勤が原因で親族が亡くなった場合

Q. 仕事や通勤が原因で労働者が亡くなった場合、家族はどのような補償を受けることができるのでしょうか。

①遺族(補償)等給付、葬祭料等(葬祭給付)を受けることができます。
②療養(補償)等給付、休業(補償)等給付などを受ける前に亡くなった場合は、未支給額を遺族が受け取ることができます。

遺族(補償)等給付

＜関連する保険給付＞
未支給の保険給付・特別支給金、労災就学援護費、労災就労保育援護費

○遺族(補償)等年金

＜請求できる遺族＞

労働者の死亡当時その者の収入によって生計を維持していた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹です。ただし、妻以外の遺族は、被災労働者の死亡当時に、一定の高齢または年少であるか、あるいは一定の障害の状態にあることが必要です。

＜支給内容＞

受給資格者のうち最先順位者に対し、遺族の数などに応じて、以下のとおり支給されます。

遺族数	遺族(補償)等年金	遺族特別支給金(一時金)	遺族特別年金
1人	給付基礎日額の153日分(ただし、その遺族が55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分)	300万円	算定基礎日額の153日分(ただし、その遺族が55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合は算定基礎日額の175日分)
2人	給付基礎日額の201日分		算定基礎日額の201日分
3人	給付基礎日額の223日分		算定基礎日額の223日分
4人以上	給付基礎日額の245日分		算定基礎日額の245日分

※算定基礎日額について→第二編 P9へ

＜請求方法＞

遺族が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

○遺族(補償)等一時金

＜支給要件・支給内容＞

・労働者が亡くなった当時、遺族(補償)等年金を受ける資格のある遺族がいない場合
→給付基礎日額1000日分、遺族特別支給金300万円、算定基礎日額1000日分を、亡くなった労働者の親族のうち最先順位者に支給します。

・遺族(補償)等年金の受給権者がすべていなくなってしまったとき、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金の額及び遺族(補償)等年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額及び算定基礎日額の1000日分に満たない場合
→給付基礎日額の1000日分及び算定基礎日額の1000日分から既に支給された遺族(補償)等年金などの合計額を差し引いた額を、最先順位者の遺族に支給します。

＜請求方法＞

遺族が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・被災者が亡くなった日の翌日から5年

【詳しくは】　第二編　・遺族(補償)等給付　→ P26へ
・遺族(補償)等給付請求書　→ P45へ

遺族(補償)等給付を受けるための手続き

労働災害発生

↓

労働者の死亡

↓

事業主から請求書に証明を受ける

＜添付書類＞

〇死亡診断書
〇故人との関係を証明できる書類
（戸籍抄本・謄本など※）
〇故人の収入で生計を維持していたことがわかるもの など

※国によって該当する書類が無い場合は故人との血縁関係が証明できるもの

遺族が請求書及び添付書類を労働基準監督署へ提出

↓

労働基準監督署の調査

〇死因が業務上のものか否か
〇受給権者の確認
〇保険給付額の算定
など

↓

支給・不支給決定

請求受付から給付決定までの期間は、おおむね4か月ですが、場合によっては、4か月以上を要することもあります。

↓

請求人に対して、支給(不支給)決定の通知

・遺族(補償)等年金支給請求書
(業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第12号、通勤災害の場合は様式16号の8)
・遺族(補償)等一時金支給請求書
(業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第15号、通勤災害の場合は様式16号の9)

指定された振込口座へ保険給付の支払

※その他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

葬祭料等(葬祭給付)

＜支給要件＞
葬祭を行う者に対して支給されます。支給対象は必ずしも遺族とは限りませんが、通常は葬祭を行うにふさわしい遺族となります。

＜支給内容＞
①315,000円＋給付基礎日額の30日分
②①の額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分

＜請求方法＞
遺族などが、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・被災者が亡くなった日の翌日から2年

【詳しくは】　第二編　・葬祭料等(葬祭給付)　→ P32へ
・葬祭料等(葬祭給付)請求書　→ P49へ

Q. 亡くなる前に治療や休業をしていて、労災による保険給付を受けることができた方が、給付を受ける前に亡くなった場合、誰かが代わりに受けることはできないでしょうか。

保険給付を受ける権利を有する方が亡くなったとき、その亡くなった方に
①支給事由は生じたが、まだ請求のない保険給付
②請求したが、まだ支給決定がない保険給付
③支給決定はあったが、まだ支払われていない保険給付
がある場合は、その方の遺族で一定の要件を満たす方が、
保険給付及び特別支給金を受けることができます。(未支給の保険給付)

未支給の保険給付・特別支給金

＜関連する保険給付＞
療養(補償)等給付、休業(補償)等給付、障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金、遺族(補償)等給付

＜請求できる遺族＞
①と②の両方の要件を満たす場合に請求することができます。
①亡くなった受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
②受給権者の亡くなった当時、その方と生計を同じくしていたこと（必ずしも同居している必要はありません）
なお、①②の要件を満たす方がいない場合は、相続人が請求することができます。

＜遺族(補償)等年金を受けていた人が亡くなった場合＞
請求できる遺族・・・　亡くなった労働者の遺族(配偶者・子・父母・孫・祖父母、兄弟姉妹)のうち、次順位の受給資格者(年金を受けていた人の配偶者などではありません)

＜請求方法＞
遺族が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・それぞれの保険給付と同じ

既に労災保険給付を受けている場合

Q. いつまで治療のために通院できるのでしょうか。

療養(補償)等給付は、傷病が治ゆ(症状固定)するまで受けることができます。
なお、療養開始後、1年6か月を経過しても治ゆ(症状固定)せず、障害の程度が重い場合には傷病(補償)等年金を受けることができます。

傷病(補償)等年金

<関連する保険給付>介護(補償)等給付

<支給要件・支給内容>

法律で定められた傷病等級に当てはまり、その状態が継続している場合、傷病(補償)等年金、傷病特別支給金、傷病特別年金が支給されます。

傷病等級	傷病(補償)等年金	傷病特別支給金(一時金)	傷病特別年金
第1級	給付基礎日額の　313日分	114万円	算定基礎日額の　313日分
第2級	〃　277日分	107万円	〃　277日分
第3級	〃　245日分	100万円	〃　245日分

<留意点>

請求によって支給されるものではなく、労働基準監督署長の職権によって決定されます。

Q. 完治していないのに、治ゆ（症状固定）と言われましたが、何らかの補償を受けることができますか。

労災保険では、完治に至らなくても傷病の状態が安定し、治療してもこれ以上改善しない状態を治ゆ(症状固定)として取り扱います。治ゆ(症状固定)した後に、後遺障害が残った場合は、障害の程度に応じて障害(補償)等給付を受けることができます。

障害(補償)等給付

＜関連する保険給付＞
介護(補償)等給付、外科後処置、アフターケア、義肢等補装具の費用の支給

＜支給要件・支給内容＞

仕事または通勤による負傷や疾病が治ゆ（症状固定）したときに、身体に一定の障害が残り、法令で定められた障害等級に該当する場合は、その障害の程度に応じてそれぞれ以下のとおり年金または一時金が支給されます。

障害等級	障害(補償)等給付		障害特別支給金		障害特別年金		障害特別一時金	
1級	年金	給付基礎日額の313日分	一時金	342万円	年金	算定基礎日額の313日分		
2級		〃 277日分		320万円		〃 277日分		
3級		〃 245日分		300万円		〃 245日分		
4級		〃 213日分		264万円		〃 213日分		
5級		〃 184日分		225万円		〃 184日分		
6級		〃 156日分		192万円		〃 156日分		
7級		〃 131日分		159万円		〃 131日分		
8級	一時金	〃 503日分		65万円			一時金	算定基礎日額の503日分
9級		〃 391日分		50万円				〃 391日分
10級		〃 302日分		39万円				〃 302日分
11級		〃 223日分		29万円				〃 223日分
12級		〃 156日分		20万円				〃 156日分
13級		〃 101日分		14万円				〃 101日分
14級		〃 56日分		8万円				〃 56日分

＜請求方法＞

本人が直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・傷病が治ゆした日の翌日から5年

【詳しくは】 第二編 ・障害(補償)等給付 → P18へ
・障害(補償)等給付請求書 → P43へ

後遺障害が残った場合の給付の手続き

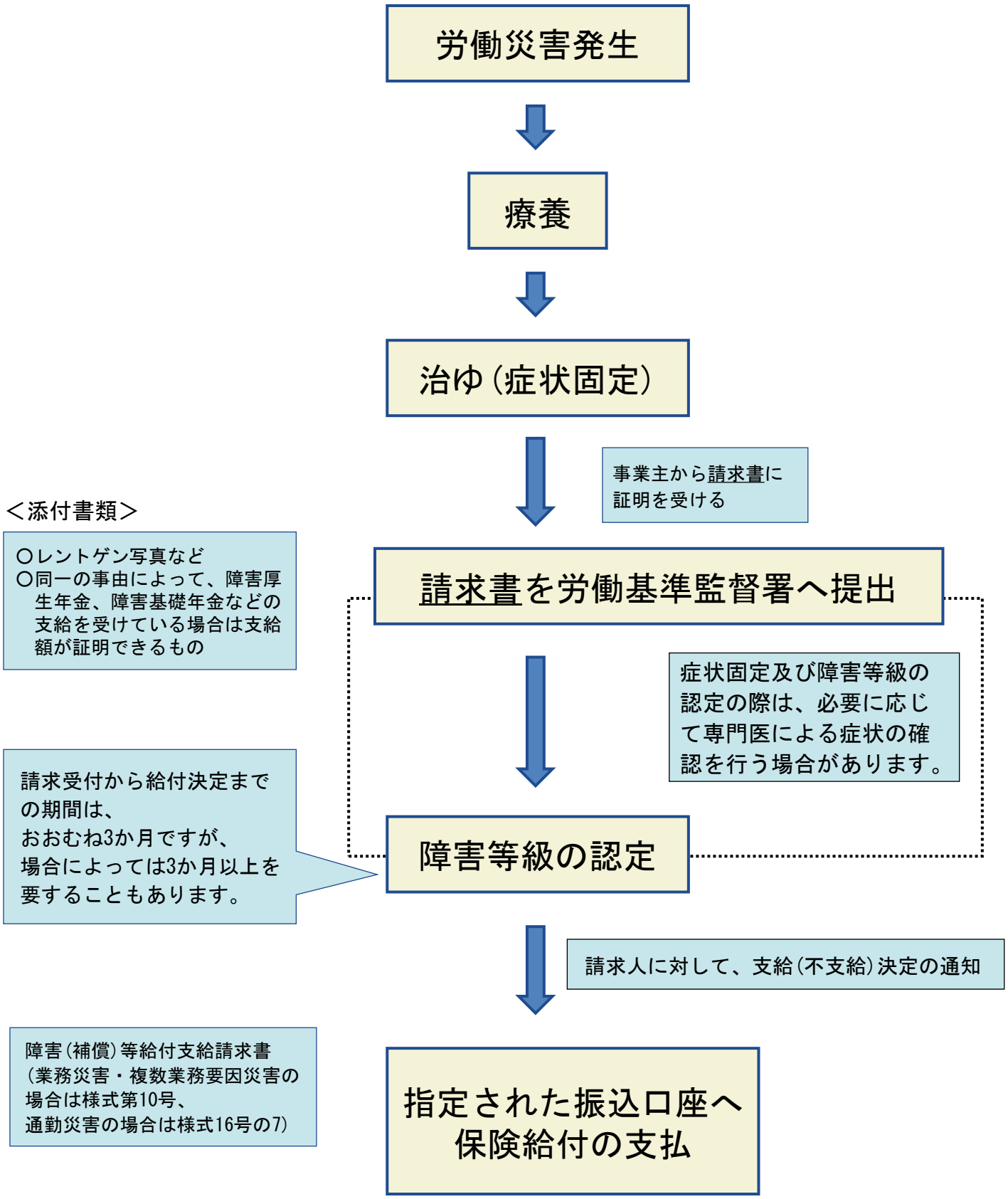

※その他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

Q. 重い後遺障害が残り、家族や介護サービス事業者などの介護を受けることになる場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。

一定額の範囲内で介護(補償)等給付を受けることができます。

介護(補償)等給付

＜関連する保険給付＞ 障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金

＜支給要件＞

①～④のすべての要件を満たす必要があります。

①障害(補償)等年金、または傷病(補償)等年金の第1または2級で高次脳機能障害、身体性機能障害などの障害を残し、常時あるいは随時介護を要する状態にあること

②民間の有料介護サービスや親族、友人、知人から、現に介護を受けていること

③病院、または診療所に入院していないこと

④介護老人保健施設などに入所していないこと

＜支給内容＞

支給額は常時介護、随時介護で異なり、それぞれ以下の通りです。
(令和７年２月１日現在。)

○常時介護：月額81,290円～177,950円

○随時介護：月額40,600円～88,980円

＜請求方法＞

本人が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・介護を受けた月の翌月の1日から2年

【詳しくは】 第二編 ・介護(補償)等給付 → P33へ
・介護(補償)等給付請求書 → P51へ

その他の支援制度

●アフターケア

傷病が治ゆ（症状固定）した後も、後遺症状が変化したり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがある場合、対象となる傷病（20傷病）について、診察、保健指導などを一定の範囲内で受けることができます。また、一定の要件を満たす場合は、診察等に要した通院費の支給を受けることができます。

●義肢等補装具の費用の支給

障害(補償)等給付の支給を受けているか、または受けると見込まれ、一定の要件を満たす場合は、義肢等補装具の購入（修理）に要した費用が基準額の範囲内で支給されます。また、一定の要件を満たす場合は、購入（修理）に要した旅費の支給を受けることができます。

●外科後処置

障害(補償)等給付の支給を受けた場合、労災病院または指定された病院において、義肢装着のための再手術、瘢痕の軽減など、傷病の治ゆ（症状固定）後に行う処置・診療を自己負担なしで受けることができます。また、一定の要件を満たす場合は、処置・診療に要した旅費の支給を受けることができます。

●労災就学等援護費

遺族(補償)等年金などの受給者や遺児が学校などに通っていて一定の要件を満たす場合に、支給を受けることができます（労災就学援護費、または労災就労保育援護費）。

その他

Q. 私が勤務している会社は、今回の事故は労災には当たらないとして、協力的でなく、事業主証明などの手続きを行ってくれないのですが、どうしたらよいでしょうか。

A. 労災保険の手続きは原則、被災された方が自ら行っていただくことになっています。会社が事業主証明を拒否するなどやむを得ない場合には、事業主の証明がなくても、労災保険の請求書は受理されます。

Q. かなり前に会社で発生した事故を労災として認めてもらうことはできますか。

A. 保険給付ごとに決まっている時効を過ぎてしまうと給付を受けることはできません。それぞれの給付の時効をご確認ください。

Q. 退職したり、会社がなくなってしまった場合でも、労災補償を受けることができるのでしょうか。

A. そのような状況でも請求することができます。
その場合、事業主や会社の同僚の住所や氏名をお伺いすることがあります。

Q. 勤務している会社から、次のように言われましたが、この場合、労災保険による給付は受けられないのでしょうか。
①労災保険に加入していない　②労災保険ではない保険の適用がある

A. ①会社が労災保険の加入手続きを取っていない場合でも原則として仕事、または通勤によりケガや病気になったときには給付を受けることができます。
②会社、または団体が加入している任意保険などが適用される場合でも、労災からの支給は受けられます。

※会社から補償(治療費の支給、休業補償、損害賠償など)が行われた時は、支給できない、または減額となる場合があります。

Q. 次のような場合、労災保険から給付が受けられるでしょうか。
①通勤中に自転車とぶつかりケガをしました。相手がだれなのか分かりません。
②いつもと違う道を通って会社へ向かう途中ケガをしました。

A. ①労災保険から給付が受けられます。
②一定の要件を満たせば保険給付の対象となります。

通勤災害について

通勤災害とは、「通勤」による労働者の傷病などをいいます。
「通勤」とは、労働者が、就業に関する①～③の移動を合理的な経路・方法により行うことをいいます(業務の性質を有する移動は除く)。

① 住居と就業の場所との間の往復
② 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動(複数就業者の事業場間の移動)
③ 単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る)

＜支給内容＞
業務災害・複数業務要因災害の場合と同様
（休業給付については、一部負担金として初回の給付額から200円が控除されます）

＜請求方法＞
業務災害・複数業務要因災害の場合と同様
添付書類：事故証明書（交通事故の場合）など

【詳しくは】 第二編 ・通勤災害 → P6へ

Q. 通勤途中の交通事故でケガをしました。事故の相手が加入している自賠責保険などから保険金を受けた場合も労災保険からの支給は受けられるのでしょうか。

A. 労災保険給付は受けられますが、同一理由での労災保険の支給額は自賠責保険などから受領した金額を控除したものになります。
なお、休業した場合や後遺症が残った場合に支給される特別支給金については、自賠責保険などからの支払いの有無にかかわらず支給されます。

本国へ帰った場合の注意事項

＜日本以外から請求する場合の取扱い＞

保険給付額

支給額は、支給決定日における外国為替換算率(売りレート)で換算した邦貨額になります。

海外で治療を受けた場合

診療の内容が妥当なものと認められた場合は、支給の対象となります。
(治療に要した費用を支給します)

日本国内に限られる主な支援制度

・アフターケア
・義肢等補装具費の支給(車椅子など支給可能な場合もあり)
・外科後処置
・労災就学等援護費(日本国内の学校に通学している場合)

→ P13へ